

議案第五十七号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十一日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例  
杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二三の二杉並区立阿佐谷南児童館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

阿佐谷南児童館の講堂の目的外使用を廃止する必要がある。